

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 匝瑳市地域公共交通活性化協議会
住 所 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
代表者氏名 会長 宇井 和夫

生活交通確保維持改善計画変更認定申請書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持改善計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和5年4月1日

○ 変更箇所

生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

- ・ 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
 - (1) 事業の目標
 - (2) 事業の効果
- ・ 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担
- ・ 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- ・ 13. 車両の取得に係る目的・必要性
- ・ 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
 - (1) 事業の目標
 - (2) 事業の効果
- ・ 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用
- ・ 20. 協議会の開催状況と主な議論

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 (地域内フィーダー系統)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表6 車両の取得計画の概要 (車両減価償却費等補助) (地域内フィーダー系統)

○ 変更理由

デマンド型交通の運行事業者に変更が生じたため。

匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の認定を申請することに伴い、利便増進特例を適用するため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

(案)

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年 月 日

(名称) 匝瑳市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
匝瑳市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>匝瑳市内では、鉄道（JR総武本線）や高速バス（ジェイアールバス関東・千葉交通 匝瑳・富里～東京線）、路線バス（ジェイアールバス関東 多古本線）、タクシーのほか、市がバス事業者（ジェイアールバス関東・千葉交通）に運行を委託している市内循環バスが市全域を網羅するように、6路線運行している。</p> <p>このうち、市内循環バスは、運転免許証を持っていない学生や高齢者等の交通弱者（移動制約者）の通学、通院、買い物等の日常生活の交通手段として、生活に必要なものとして機能しているため、平成9年7月の運行開始以来、これまで市民からの要望等を踏まえ、ルート、ダイヤ等の見直しを行ってきた。</p> <p>しかし、要望等を取り入れる中で走行距離が長くなり、運行時間がかかることや、人口減少が進行していることもあり、利用者数が減少している。利用者の運賃だけでは採算が取れないことから、匝瑳市が市内循環バスの運行を維持するための財政負担を行っている。</p> <p>そのため、市内循環バスの利便性向上と効率的な運行を図り、また、デマンド型交通等の新たな交通手段との組合せを視野に入れ、令和5年4月1日から、市内循環バスの再編を行うものである。</p> <p>市内循環バスの再編に伴う、路線の統廃合（現行の6路線から5路線に縮小）により、新たに交通不便地域が生じることや、停留所まで徒歩での移動が難しい高齢者等への対応として、地域公共交通確保維持事業によりデマンド型交通を導入するとともに、引き続き、市内循環バスの運行を行い、市民の生活交通手段を確保し、維持していくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
デマンド型交通目標収支率 北部エリア 21.6% 南部エリア 21.6% デマンド型交通目標利用者数 北部エリア1日の平均利用者数 13人 南部エリア1日の平均利用者数 13人 市内循環バス目標収支率 ※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載 豊栄・匝瑳循環 8.9% 椿海・豊和循環 8.0% 市内循環バス目標利用者数 ※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載 豊栄・匝瑳循環1日の平均利用者数 25人 椿海・豊和循環1日の平均利用者数 30人
(2) 事業の効果
市内循環バスの運行に加え、デマンド型交通の運行を導入することにより、高齢者等が日常生活を送る上で必要な地域内の移動手段を確保することができる。また、市内の生活交通ネットワークが連携することにより、効率的な公共交通体系が

実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【交通結節点の機能強化】

- ・ デマンド型交通の乗降ポイントに、匝瑳市の玄関口であるJR総武本線八日市場駅を設定し、高速バス、路線バス、市内循環バス、タクシー等の多様な交通手段相互の乗り換えが円滑に行えるようにする。（匝瑳市地域公共交通計画 84P 参照）

【運行情報提供の充実】

- ・ デマンド型交通を含めた公共交通の市民の利用促進を図るため、各公共交通機関のダイヤ、運賃等の運行内容分かりやすく網羅的に記載した「公共交通マップ」を作成し、配布する。（匝瑳市地域公共交通計画 86P 参照）

【意識啓発を促す利用促進活動の展開】

- ・ 利用が見込まれる団体の会合等に出向き、利用促進に向けた説明を行う。
- ・ 市広報紙、市ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、利用促進に向けて広く市民に周知する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

【デマンド型交通】

運行業務委託については、匝瑳市と運行事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から運行事業者へ業務委託料を支払う。

業務委託料の額は、運行1日当たりの経費（人件費、燃料費、修繕費、諸税、保険料等の匝瑳市デマンド型交通の運行に必要な経費とする。）の合計額から運賃収入額を差し引いた額とする。

オペレーター業務については、匝瑳市と業務委託事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から業務委託事業者へ業務委託料を支払う。

業務委託料の額は、人件費、通信費、管理費、デマンド型交通システム（初期費用・サーバ機器等賃借料）等の業務に必要な経費の合計額とする。

なお、国の補助金が認定された場合は、これらの業務委託料から差し引くこととする。

【市内循環バス】

運行業務委託については、匝瑳市と運行事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から運行事業者へ業務委託料を支払う。

業務委託料の額は、基本輸送費用（人件費、燃料費、修繕費、諸税、保険料等の市内循環バスの運行に必要な経費とする。）から運賃収入額を差し引いた額とする。

なお、国の補助金が認定された場合は、これらの業務委託料から差し引くこととする。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 有限会社ササモト
- ・ ~~有限会社八日市場タクシー~~
- ・ 千葉交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<u>豊栄・匝瑳循環及び樺海・豊和循環を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回っており、早急な買い替えが必要になっていることから、運行する路線の道路状況や利用実績を踏まえ、安全な輸送を確保するために小型車両を2台購入する必要がある。</u>
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
市内循環バス目標収支率 ※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載 豊栄・匝瑳循環 8.9% 樺海・豊和循環 8.0% 市内循環バス目標利用者数 ※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載 豊栄・匝瑳循環1日の平均利用者数 25人 樺海・豊和循環1日の平均利用者数 30人
(2) 事業の効果
<u>車両の更新及び小型化により、車両故障による欠便や交通事故のリスクを軽減し、輸送の安全性を確保することができる。</u>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する豊栄・匝瑳循環及び樺海・豊和循環の車両の取得については、購入費用総額から国庫補助金を差し引いた

差額分を市が負担することとしている。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年度 第1回 令和4年5月13日（金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 匝瑳市地域公共交通活性化協議会令和3年度決算報告について（承認済） ・ 令和4年度匝瑳市地域公共交通活性化協議会スケジュールについて（承認済） ・ 市内循環バス再編後のルート名（案）について（承認済） ・ 市内循環バス再編後の運行時刻表（ダイヤ）（案）について（承認済） ・ 匝瑳市デマンド型交通運行計画書（案）について（承認済） ・ 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について（承認済） 第2回 令和4年6月28日（火） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活交通確保維持改善計画（案）について（承認済） ・ 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について（承認済） 第3回 令和4年10月25日（火） <ul style="list-style-type: none"> ・ 匝瑳市地域公共交通計画の評価等結果及び事業実施状況について（承認済） ・ 市内循環バス再編等の周知等について（承認済） 第4回 令和5年2月3日（金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について ・ 生活交通確保維持改善計画の変更について
21. 利用者等の意見の反映状況
※ 匝瑳市地域公共交通計画策定時に、下記の調査を実施し、その結果等を踏まえて、当該計画を作成した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通に関する利用状況や利用意向、将来の方向性等について把握し、これからの公共交通のあり方を検討する上での基礎資料とするために、市民アンケート調査を実施した。（市内在住15歳以上の市民2,000人（無作為抽出）） ・ バスの乗客を対象とした市内循環バス利用者アンケート調査を実施した。 ・ 区長、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会を対象とし、中学校区（八日市場第一中学校区、八日市場第二中学校区及び野栄中学校区）ごとに、公共交

<p>通に関する課題・改善点に対する意見交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事業者を対象に、利用特性や課題、利用者等からの意見・要望等を把握するためのアンケート調査を実施した。 関係団体（匝瑳市商工会、匝瑳市観光協会及び匝瑳市社会福祉協議会）を対象に、まちづくりを取り巻く問題点・課題や、公共交通との連携・協力の可能性、公共交通に対する意見・要望等を把握するためのアンケート調査を実施した。 主要公共施設（匝瑳市役所、野栄総合支所及び匝瑳市民病院）の利用者アンケート調査を実施した。 	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	匝瑳市副市長 匝瑳市職員 3名
交通事業者・交通施設管理者等	千葉交通株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 有限会社八日市場タクシー 有限会社ササモト 有限会社干潟タクシー 東日本旅客鉄道株式会社 一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会 千葉交通労働組合 東日本旅客鉄道労働組合 千葉県匝瑳警察署 千葉県海匝土木事務所
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部交通システム工学科教授 匝瑳市区長会 社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会 匝瑳市シニアクラブ連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

（所 属）匝瑳市環境生活課市民協働班

（氏 名）仲田 忍

（電 話）0479-73-0088

（e-mail）k-shimin@city.sosa.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該

当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

【旧】

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
匝瑳市	有限会社 ササモト	(1) デマンド型交通 北部エリア		国道 126号 以北の 匝瑳市内		往 km 復 km	76日	912回			区域運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	①
	有限会社 八日市場タクシー					往 km 復 km	73日	876回						
	有限会社 ササモト	(2) デマンド型交通 南部エリア		国道 126号 以南の 匝瑳市内		往 km 復 km	73日	876回			区域運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	①
	有限会社 八日市場タクシー					往 km 復 km	76日	912回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

【新】

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
匝瑳市	有限会社 ササモト	(1) デマンド型交通 北部エリア		国道 126号 以北の 匝瑳市内		往 km 復 km	149日	1,788回			区域運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	①
匝瑳市	有限会社 ササモト	(2) デマンド型交通 南部エリア		国道 126号 以南の 匝瑳市内		往 km 復 km	149日	1,788回			区域運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	①
匝瑳市	千葉交通 株式会社	(3) 豊栄・匝瑳循環 1便	飯倉駅	市民病院	八日市 場駅	18.1km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市	千葉交通 株式会社	(4) 豊栄・匝瑳循環 2便	八日市 場駅	市民病院	八日市 場駅	26.8km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市	千葉交通 株式会社	(5) 豊栄・匝瑳循環 3便・5便	市役所	市民病院	観光物 産セン ター	26.7km 循環	149日	298回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市	千葉交通 株式会社	(6) 豊栄・匝瑳循環 4便	観光物 産セン ター	市民病院	観光物 産セン ター	27.3km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

【新】

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
匝瑳市	千葉交通株式会社	(7) 豊栄・匝瑳循環 6便	八日市場駅	市民病院	飯倉駅	17.8km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市 ・旭市	千葉交通株式会社	(8) 椿海・豊和循環 1便	境橋	八日市場 駅	市民病 院	25.0km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市 ・旭市	千葉交通株式会社	(9) 椿海・豊和循環 2便	八日市 場駅	市役所	市民病 院	34.8km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市 ・旭市	千葉交通株式会社	(10) 椿海・豊和循環 3便	市役所	市民病院	観光物 産セン ター	37.8km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市 ・旭市	千葉交通株式会社	(11) 椿海・豊和循環 4便	観光物 産セン ター	市役所	市民病 院	35.0km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	
匝瑳市 ・旭市	千葉交通株式会社	(12) 椿海・豊和循環 5便	市役所	八日市場 駅	観光物 産セン ター	34.5km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

【新】

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
匝瑳市 ・旭市	千葉交通 株式会社	(13) 榑海・豊和循環 6便	市民病 院	市役所	境橋	25.3km 循環	149日	149回	○		路線定期 運行	①	八日市場駅でジェ イアールバス関東 の運行する地域 間幹線系統多古 本線と接続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【旧】

市区町村名	匝瑳市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,040 ※DID地区無し
交通不便地域等	該当なし

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
匝瑳市地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【新】

市区町村名	匝瑳市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,040 ※DID地区無し
交通不便地域等	該当なし

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
匝瑳市地域公共交通計画	令和3年3月	
匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年3月	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

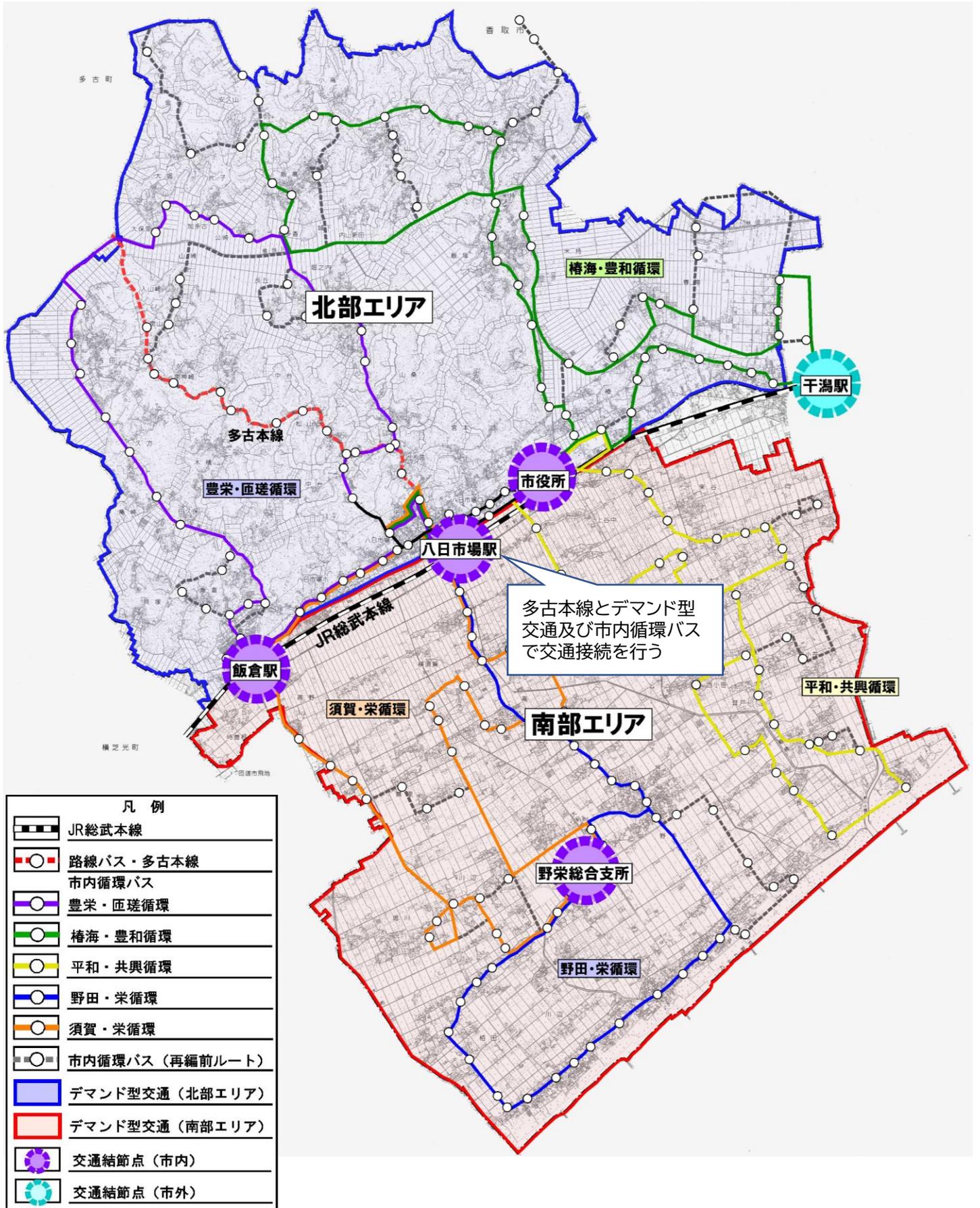
【追加】

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
匝瑳市	千葉交通株式会社	1	(3) (4) (5) 豊栄・匝瑳循環 (6) (7)	小型車両			14	R5. 4	○		一括
匝瑳市・旭市	千葉交通株式会社	2	(8) (9) (10) 椿海・豊和循環 (11) (12) (13)	小型車両			14	R5. 4	○		一括
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

再編後の公共交通ネットワーク



2-3 デマンド型交通の導入

(1) 運行エリア

運行エリアは、市全域で運行する場合と特定エリアで運行する場合があるが、市内各地に点在する交通不便地域の解消及びサービスの公平性等の観点から**市全域**とする。

(2) エリア区分

市全域運行では市の面積が広く、移動距離が長くなり、需要が多い場合、少ない車両台数では対応できない場合があることから、エリア区分は、タクシー事業者の営業所が国道126号沿線に立地するため、国道126号を境に南北に分割する。運行車両はそれぞれのエリアを運行する。



【運行事業者】

(有)ササモト

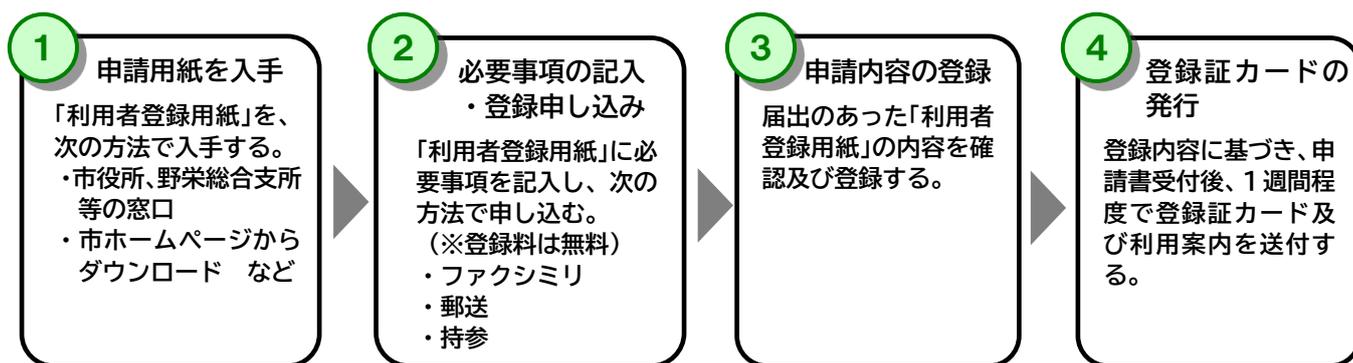
(参考) エリア別人口 (住民基本台帳、令和4年2月28日現在)

北部エリア	中央地区 5,538 人	豊栄地区 3,738 人	匝瑳地区 1,238 人	豊和地区 1,586 人
	吉田地区 939 人	飯高地区 1,014 人	椿海地区 3,891 人	
	合計：17,944 人			
南部エリア	須賀地区 3,152 人	共興地区 2,165 人	平和地区 3,676 人	野田地区 4,700 人
	栄地区 3,155 人			
	合計：16,848 人			

(3) 利用対象者

利用対象者は匝瑳市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている者で、**事前登録制**とする。

■利用者登録のイメージ図



(4) 運行タイプ

デマンド型交通の運行タイプは、集落が分散していることや道路や地理的条件等を考慮し、運行ルートを定めず区域内で運行を行い、乗降ポイント（自宅含む）を結ぶ区域運行型とする。

(5) 乗降方式

乗降方式は、一般タクシーとの役割分担を図ることが可能で、乗合率や運行効率を高めることができる乗降ポイントを設ける方式（自宅含む）とする。

乗降ポイントは、利用者（登録者）の自宅と、運行エリア内の鉄道駅、バス停（高速バス・多古本線・市内循環バス）、公共施設、商業施設、医療機関及び金融機関等とする。

【運行エリア別の乗降ポイント】

エリア名	施設種別	乗降ポイント
北部エリア	交通機関	鉄道駅、バス停（高速バス、路線バス・多古本線、市内循環バス）
	公共施設	匝瑳市役所、市民ふれあいセンター、八日市場ドーム、保健センター、八日市場公民館、八日市場図書館、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター匝りの里
	商業施設	食品スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア
	医療機関	病院、歯科、整骨院
	金融機関	銀行、信用金庫、商工信用組合、農協、郵便局
南部エリア	交通機関	鉄道駅、バス停（高速バス、路線バス・多古本線、市内循環バス）
	公共施設	野栄総合支所、のさか図書館、生涯学習センター、のさかアリーナ、パークゴルフそうさ
	商業施設	食品スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア
	医療機関	病院、歯科、整骨院
	金融機関	農協、郵便局

※鉄道駅には、運行エリア外の干潟駅を含める。

【共通乗降ポイント】

①上記表の中で国道126号沿いにある乗降ポイントは、どちら側の運行エリアからも利用可能

②病院・歯科は、どちら側の運行エリアからも利用可能

※乗降ポイントは現時点（令和4年3月）の見込みであり、運行開始までの間に変更となる可能性がある。

(6) 配車システム

配車システムは、運行エリアが市全域と広範囲かつ需要が広く分散している場合に有効で、また、利用状況に関するデータを詳細に把握することができ、運行の見直し等に活用することが可能な **I T型** を基本にタクシー事業者と協議・調整を図りながら検討する。

■近隣自治体で運行中のデマンド型交通の配車システム

	システム	自治体（太字は実証運行スタート）
I T型	コンビニクル（東大システム）	旭市、横芝光町
	孝行デマンドバス（コガソフトウェア株式会社）	成田市 、芝山町

※実証運行スタートの県内自治体…東金市、鴨川市、四街道市、柏市、袖ヶ浦市、大網白里市

(7) 運行車両

タクシー事業者の既存車両を活用することを基本に、狭隘道路が多い地域特性や道路状況等を考慮し、**セダン型車両又はワンボックス車両**とする。

車両数は、各運行エリアに1台ずつ配置し、合計2台とする。

なお、事故や故障、車両点検の場合等に対応できるよう予備車両の確保を検討する。

(8) 運行日

運行日は、**月曜日から土曜日まで**とし、日祝日及び年末年始は運休とする。

(9) 運行時間帯

運行時間帯は、主な目的として通院や買物、公共施設利用等に対応出来るよう、**午前8時（タクシー事業所を出発）から午後5時（タクシー事業所に到着）まで**を基本に検討する。

一般タクシーとの違いがわかり、また、主に昼間時間帯の通院や買物、公共施設等の利用を想定して、乗合率、運行効率の向上が図られるよう検討する。12時から13時までは運転手の昼休憩時間とする

(10) 運賃

運賃は、市内循環バス（基本運賃200円）及び路線バス・多古本線（市域境から八日市場駅までの運賃370円）よりも高く、タクシーよりも安い運賃で、かつ分かりやすく、運転手の負担等を考慮することが必要で、近隣自治体で運行中のデマンド型交通の運賃を参考に、**1回乗車ごとに500円**とする。

■路線バス・多古本線の運賃

路線名	区間	運賃
多古本線	南山崎 ⇒ 八日市場駅	370円

※市域境から八日市場駅までの運賃

(11) 予約方法

予約方法は、電話連絡による事前予約制とし、予約受付場所を設ける。

予約は利用予定日の1週間前から当日の利用予定時刻の1時間前とする。午前8時から午前9時までの利用については前日までの予約とする。

予約受付時間は、月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までとする。

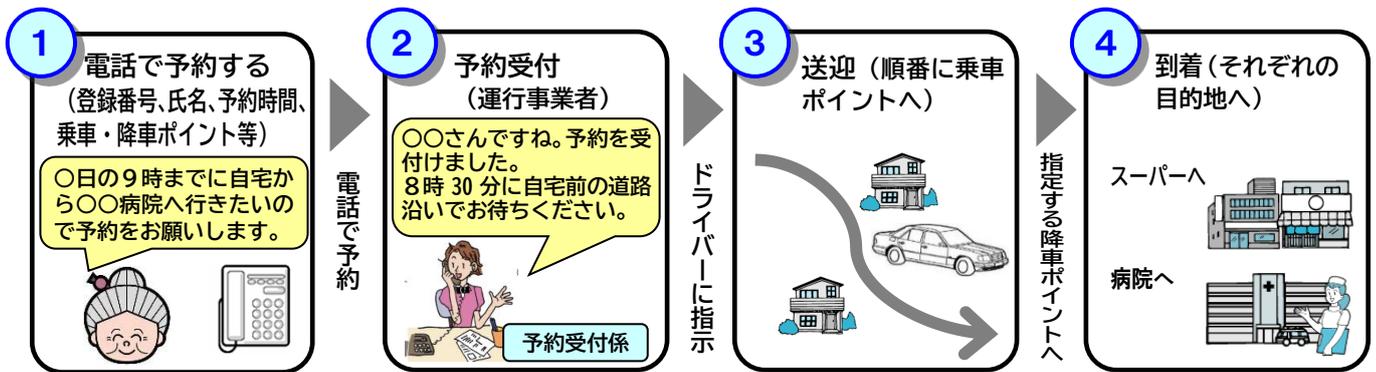
また、特定利用者に利用が集中しないよう、予約不成立が発生しないよう、予約上限件数の設定についても検討する。

(参考) 旭市デマンド交通

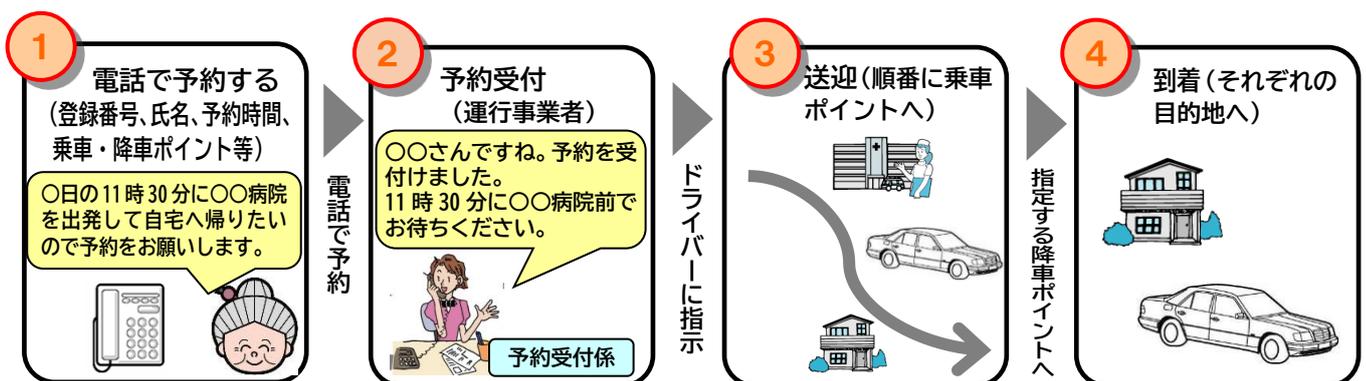
- ・ 1週間当たりの予約上限は6件（片道で1件）
- ・ 6件予約を入れている場合、1件予約を消化するまで次の予約は出来ない

■利用イメージ図 ※行きと帰りの予約を一度にすることができます

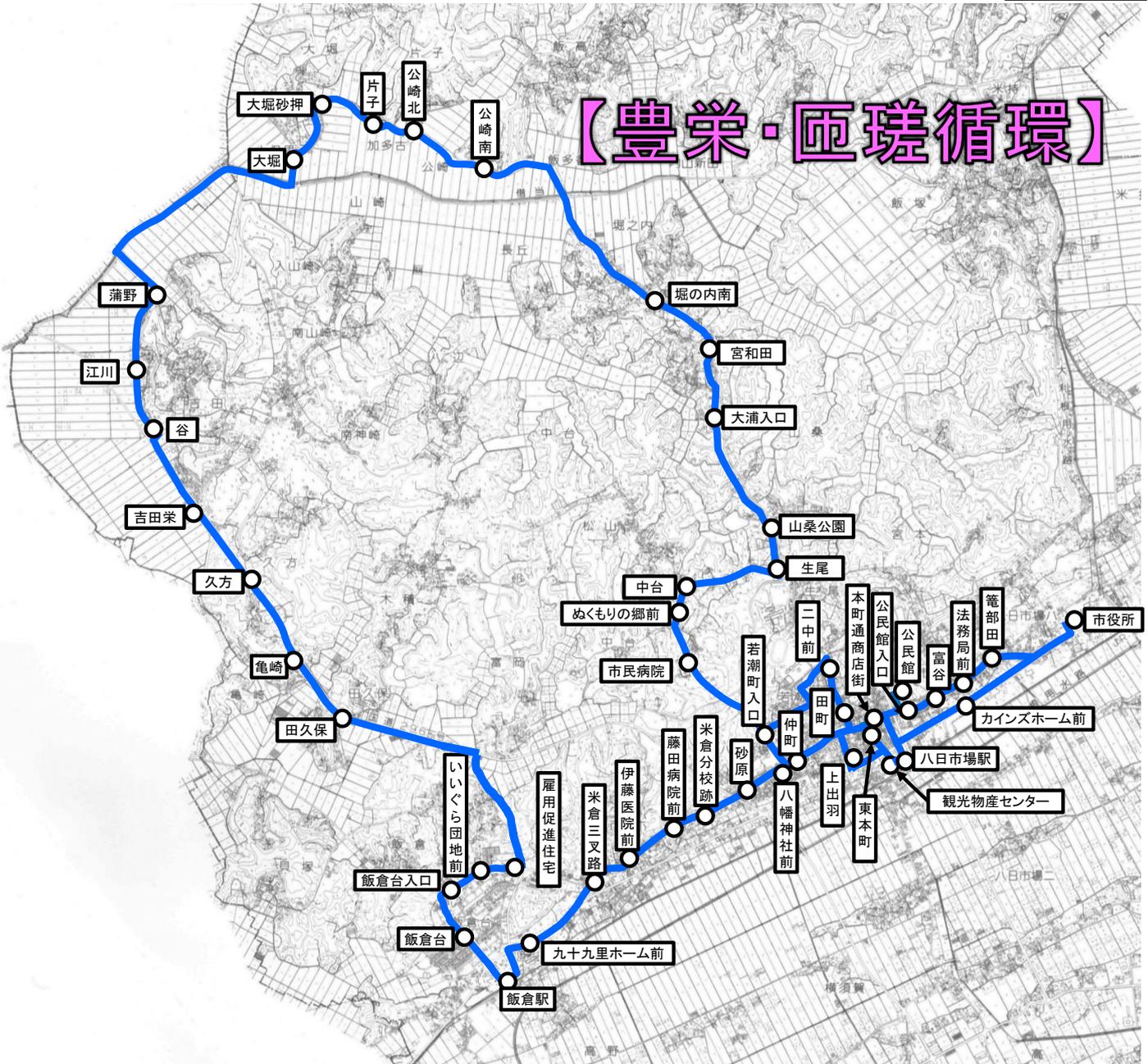
出かけるとき



帰るとき



【豊栄・匝瑳循環】



【椿海・豊和循環】



榑海・豊和循環							
右回り				左回り			
停留所名	1便	3便	5便	停留所名	2便	4便	6便
市役所	—	11:41	15:52	市民病院	—	—	17:50
カインズホーム前	—	11:43	15:54	若潮町入口	—	—	17:52
八日市場駅	—	11:46	15:57	二中前	—	—	17:53
観光物産センター	—	11:47	15:58	田町	—	—	17:54
東本町	—	11:49	—	上出羽	—	—	17:55
仲町	—	11:51	—	観光物産センター	—	13:40	—
若潮町入口	—	11:52	—	八日市場駅	8:19	13:41	17:57
市民病院	—	11:54	—	市役所	8:24	13:46	18:02
若潮町入口	—	11:56	—	一中前	8:26	13:48	18:04
仲町	—	11:57	—	つばき団地入口	8:28	13:50	18:06
本町通商店街	—	11:59	—	仲見江	8:29	13:51	18:07
公民館	—	12:00	16:03	榑海小前	8:30	13:52	18:08
公民館入口	—	12:00	16:03	瀬戸谷西	8:31	13:53	18:09
富谷	—	12:01	16:04	瀬戸谷東	8:32	13:54	18:10
法務局前	—	12:01	16:04	東八丁歩	8:33	13:55	18:11
籠部田	—	12:02	16:05	水神町	8:33	13:55	18:11
市役所	—	12:05	16:08	守医院前	8:34	13:56	18:12
一中入口	—	12:06	16:09	干潟駅	8:36	13:58	18:14
鈴木医院入口	—	12:07	16:10	東総工前	8:38	14:00	18:16
八重崎	—	12:08	16:11	旭高等専門校前	8:41	14:03	18:19
天神入口	—	12:09	16:12	日之出町	8:42	14:04	18:20
馬洗坂下	—	12:10	16:13	県営住宅入口	8:42	14:04	18:20
馬洗坂上	—	12:11	16:14	東町	8:46	14:08	18:24
飯塚	—	12:12	16:15	千葉島	8:47	14:09	18:25
飯塚新田	—	12:13	16:16	寄島	8:50	14:12	18:28
ふれあいパーク八日市場	—	12:14	16:17	多古田	8:54	14:16	18:32
境橋	6:32	12:18	16:21	下井戸	8:55	14:17	18:33
飯高仲台	6:33	12:19	16:22	大寺	8:58	14:20	18:36
飯高檀林入口	6:34	12:20	16:23	熊野神社前	8:59	14:21	18:37
飯高コミュニティセンター前	6:35	12:21	16:24	出羽	8:59	14:21	18:37
八坂神社前	6:36	12:22	16:25	新神	9:00	14:22	18:38
小高	6:37	12:23	16:26	内山倉庫前	9:01	14:23	18:39
内山倉庫前	6:38	12:24	16:27	小高	9:02	14:24	18:40
新神	6:39	12:25	16:28	八坂神社前	9:03	14:25	18:41
出羽	6:40	12:26	16:29	飯高コミュニティセンター前	9:04	14:26	18:42
熊野神社前	6:40	12:26	16:29	飯高檀林入口	9:05	14:27	18:43
大寺	6:41	12:27	16:30	飯高仲台	9:06	14:28	18:44
下井戸	6:44	12:30	16:33	境橋	9:07	14:29	18:45
多古田	6:45	12:31	16:34	ふれあいパーク八日市場	9:11	14:33	—
寄島	6:49	12:35	16:38	飯塚新田	9:12	14:34	—
千葉島	6:52	12:38	16:41	飯塚	9:13	14:35	—
東町	6:53	12:39	16:42	馬洗坂上	9:14	14:36	—
県営住宅入口	6:57	12:43	16:46	馬洗坂下	9:15	14:37	—
日之出町	6:57	12:43	16:46	天神入口	9:16	14:38	—
旭高等専門校前	6:58	12:44	16:47	八重崎	9:17	14:39	—
東総工前	7:01	12:47	16:50	鈴木医院入口	9:18	14:40	—
干潟駅	7:03	12:49	16:52	一中入口	9:19	14:41	—
守医院前	7:05	12:51	16:54	市役所	9:20	14:42	—
水神町	7:06	12:52	16:55	カインズホーム前	9:22	14:44	—
東八丁歩	7:06	12:52	16:55	八日市場駅	9:25	14:47	—
瀬戸谷東	7:07	12:53	16:56	観光物産センター	—	14:48	—
瀬戸谷西	7:08	12:54	16:57	公民館	9:29	14:52	—
榑海小前	7:09	12:55	16:58	本町通商店街	9:30	14:53	—
仲見江	7:10	12:56	16:59	仲町	9:32	14:55	—
つばき団地入口	7:11	12:57	17:00	若潮町入口	9:33	14:56	—
一中前	7:13	12:59	17:02	市民病院	9:35	14:58	—
市役所	7:15	13:01	17:04	—	—	—	—
カインズホーム前	7:17	13:03	17:06	—	—	—	—
八日市場駅	7:20	13:06	17:09	—	—	—	—
観光物産センター	—	13:07	17:10	—	—	—	—
東本町	7:22	—	—	—	—	—	—
田町	7:23	—	—	—	—	—	—
二中前	7:24	—	—	—	—	—	—
若潮町入口	7:25	—	—	—	—	—	—
市民病院	7:27	—	—	—	—	—	—

0:55 1:26 1:18

1:16 1:18 0:55

豊栄・匠環循環

右回り				左回り			
停留所名	1便	3便	5便	停留所名	2便	4便	6便
市役所	—	11:45	15:37	観光物産センター	—	13:43	—
カインズホーム前	—	11:47	15:39	八日市場駅	8:09	13:44	17:29
八日市場駅	—	11:50	15:42	東本町	8:11	13:46	17:31
観光物産センター	—	11:51	15:43	田町	8:12	13:47	17:32
公民館	—	11:55	15:47	二中前	8:13	13:48	17:33
本町通商店街	—	11:56	15:48	若潮町入口	8:14	13:49	17:34
仲町	—	11:58	15:50	市民病院	8:16	13:51	17:36
若潮町入口	—	11:59	15:51	ぬくもりの郷前	8:18	13:53	17:38
市民病院	—	12:01	15:53	中台	8:18	13:53	17:38
若潮町入口	—	12:03	15:55	生尾	8:20	13:55	17:40
八幡神社前	—	12:04	15:56	山桑公園	8:20	13:55	17:40
砂原	—	12:04	15:56	大浦入口	8:21	13:56	17:41
米倉分校跡	—	12:06	15:58	宮和田	8:22	13:57	17:42
藤田病院前	—	12:06	15:58	堀の内南	8:23	13:58	17:43
伊藤医院前	—	12:07	15:59	公崎南	8:27	14:02	17:47
米倉三叉路	—	12:08	16:00	公崎北	8:28	14:03	17:48
九十九里ホーム前	—	12:10	16:02	片子	8:29	14:04	17:49
飯倉駅	6:27	12:12	16:04	大堀砂押	8:30	14:05	17:50
飯倉台	6:29	12:14	16:06	大堀	8:31	14:06	17:51
飯倉台入口	6:30	12:15	16:07	蒲野	8:35	14:10	17:55
いいぐら団地前	6:30	12:15	16:07	江川	8:36	14:11	17:56
雇用促進住宅前	6:31	12:16	16:08	谷	8:37	14:12	17:57
田久保	6:34	12:19	16:11	吉田栄	8:38	14:13	17:58
亀崎	6:35	12:20	16:12	久方	8:39	14:14	17:59
久方	6:36	12:21	16:13	亀崎	8:40	14:15	18:00
吉田栄	6:37	12:22	16:14	田久保	8:41	14:16	18:01
谷	6:38	12:23	16:15	雇用促進住宅前	8:44	14:19	18:04
江川	6:39	12:24	16:16	いいぐら団地前	8:45	14:20	18:05
蒲野	6:40	12:25	16:17	飯倉台入口	8:45	14:20	18:05
大堀	6:44	12:29	16:21	飯倉台	8:46	14:21	18:06
大堀砂押	6:45	12:30	16:22	飯倉駅	8:48	14:23	18:08
片子	6:46	12:31	16:23	九十九里ホーム前	8:50	14:25	—
公崎北	6:47	12:32	16:24	米倉三叉路	8:53	14:28	—
公崎南	6:48	12:33	16:25	伊藤医院前	8:54	14:29	—
堀の内南	6:52	12:37	16:29	藤田病院前	8:55	14:30	—
宮和田	6:53	12:38	16:30	米倉分校跡	8:55	14:30	—
大浦入口	6:54	12:39	16:31	砂原	8:57	14:32	—
山桑公園	6:55	12:40	16:32	八幡神社前	8:57	14:32	—
生尾	6:55	12:40	16:32	若潮町入口	8:58	14:33	—
中台	6:57	12:42	16:34	市民病院	9:00	14:35	—
ぬくもりの郷前	6:57	12:42	16:34	若潮町入口	9:02	14:37	—
市民病院	6:59	12:44	16:36	仲町	9:03	14:38	—
若潮町入口	7:01	12:46	16:38	本町通商店街	9:05	14:40	—
二中前	7:02	12:47	16:39	公民館	9:06	14:41	—
田町	7:03	12:48	16:40	公民館入口	9:06	14:41	—
上出羽	7:04	12:49	16:41	富谷	9:07	14:42	—
八日市場駅	7:06	12:51	16:43	法務局前	9:07	14:42	—
観光物産センター	—	12:52	16:44	籠部田	9:08	14:43	—
—	—	—	—	市役所	9:11	14:46	—
—	—	—	—	カインズホーム前	9:13	14:48	—
—	—	—	—	八日市場駅	9:16	14:51	—
—	—	—	—	観光物産センター	—	14:52	—

0:39

1:07

1:07

1:07

1:09

0:39